

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法要綱

第一 総則

一 趣旨

この法律は、海賊多発海域において、原油その他の国民生活に不可欠な物資であつて輸入に依存するものの輸送の用に供する日本船舶の航行に危険が生じていることに鑑み、その航行の安全を確保するため、国土交通大臣の認定を受けた計画に係る日本船舶において、特定警備を実施することができるとする等の特別の措置について定めるものとする。

(第一条関係)

二 定義

この法律において、次の1から5までに掲げる用語の意義は、それぞれ1から5までに定めるところによるものとする。

1 海賊行為 船舶（軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶を除く。）に乗り組み又は乗船した者が、私的目的で、公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。）において行う海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（第五の八において「海賊処罰対処法」と

いう。) 第二条各号のいずれかの行為をいう。

2 海賊多発海域 海賊行為が多発している海域のうち、海賊行為による日本船舶の被害の防止を図ることが特に必要なものとして政令で定める海域をいう。

3 日本船舶 船舶法第一条に規定する日本船舶をいう。

4 特定日本船舶 原油その他の国民生活に不可欠であり、かつ、輸入に依存する物資として政令で定めるものの輸送の用に供する日本船舶であつて、当該船舶の速力、船舷の高さその他の当該船舶に関する事項が海賊行為の対象となるおそれが大きいものとして国土交通省令で定める要件に適合し、かつ、当該船舶において乗組員及び乗船している者が避難するための設備の設置その他の国土交通省令で定める海賊行為による被害を低減するために必要な措置を講じているものをいう。

5 特定警備 海賊多発海域において、海賊行為による被害を防止するために特定日本船舶において小銃を用いて実施される警備をいう。
(第二条関係)

第二 特定警備実施要領

一 国土交通大臣は、特定警備がその目的の達成に必要な範囲内において適正に実施されることを確保す

るために遵守すべき事項を定めた特定警備実施要領を策定するものとする。

(第三条第一項関係)

二 特定警備実施要領に定める事項は、次のとおりとすること。

1 特定警備の実施に関する基本原則

2 小銃の使用その他の海賊行為の態様に応じてとるべき特定警備の具体的内容及びその手順に関する

事項

3 特定警備の用に供する小銃及び実包（以下「小銃等」という。）の管理に関する事項

4 海賊行為により航行に危険が生じた場合その他の緊急の場合における関係機関との連絡に関する事

項

5 1から4までに掲げるもののほか、特定警備がその目的の達成に必要な範囲内において適正に実施されることを確保するために必要な事項
(第三条第二項関係)

三 その他特定警備実施要領の策定及び変更について、所要の規定を設けるものとする。

(第三条第三項から第五項まで関係)

第三 特定警備計画の認定

- 一 特定日本船舶の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、当該特定日本船舶における特定警備に関する計画（以下「特定警備計画」という。）を船舶ごとに作成し、これを国土交通大臣に提出して、当該特定警備計画が相当である旨の認定を受けることができるものとする。

（第四条第一項関係）

- 二 その他特定警備計画の認定について、所要の規定を設けるものとする。

（第四条第二項及び第三項、第五条並びに第六条関係）

第四 特定警備に従事する者の確認等

- 一 第三の一の認定を受けた特定日本船舶の所有者（以下「認定船舶所有者」という。）は、第三の一の認定に係る特定警備計画（以下「認定計画」という。）に記載された特定警備を実施する事業者（以下「特定警備事業者」という。）に当該認定計画に係る特定警備を実施させようとするときは、当該特定警備事業者には雇用されている者であつて当該特定警備に従事するものが次に掲げる要件の全てに適合することについて、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の確認を受けなければならない。

のとする事。

1 特定警備を適正に行うために必要な小銃等の取扱いに関する知識及び技能を有する者として国土交通省令で定める基準に適合する者である事。

2 年齢、犯罪経歴等の欠格事由に該当しない事。
(第七条関係)

二 その他特定警備に従事する者の確認等について、所要の規定を設けるものとする事。

(第八条から第十条まで関係)

第五 特定警備の実施等

一 特定警備の適正な実施について、所要の規定を設けるものとする事。

(第十一条及び第十二条関係)

二 認定船舶所有者は、特定警備事業者に認定計画に係る特定警備を実施させようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該特定警備を実施させようとする航海ごとに、一定の事項を記載した

特定警備の実施に関する計画を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならぬものとする

事。
(第十三条関係)

三 第四の一の確認を受けた特定警備に従事する者（以下「確認特定警備従事者」という。）は、認定計画に係る特定警備に従事するため特定日本船舶に乗船している場合には、当該特定日本船舶が海賊多発海域（通過海域（海賊多発海域が外国の領海により二以上の海域に隔てられている場合において、当該領海のうち当該特定日本船舶が当該海域相互間を航行するために通過する必要があるものとして政令で定めるものをいう。）を含む。）にあるときに限り、小銃等を所持することができるものとする。

（第十四条第一項関係）

四 十三による小銃等の保管の委託を受けた者は、その委託に係る小銃等を十四による保管のため所持することができるものとする。

（第十四条第二項関係）

五 確認特定警備従事者は、小銃等の積卸しを行う場合並びに七、八及び十による場合を除いては、小銃等を携帯してはならないものとする。

（第十五条第一項関係）

六 確認特定警備従事者は、七、八及び十による場合を除いては、小銃を発射してはならないものとする。

（第十五条第二項関係）

七 確認特定警備従事者は、海賊多発海域において、当該特定日本船舶において八又は十による小銃の発

射を安全かつ適確に行うために必要な最小限度の範囲に限り、周囲に他の船舶がないことを確認した上で、海面に向けて小銃を試験的に発射することができるものとする。 (第十五条第三項関係)

八 確認特定警備従事者は、海賊多発海域において、海賊行為（海賊処罰対処法第二条第一号から第四号までのいずれかに係るものに限る。）をする目的で、船舶を航行させて、航行中の当該特定日本船舶に著しく接近し、若しくはつきまとい、又はその進行を妨げる行為であつて、現に行われているものの制止に当たり、当該行為を行っている者が、他の制止の措置に従わず、なお船舶を航行させて当該行為を継続しようとする場合において、当該船舶の進行を停止させるために他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由のあるときには、その事態に応じ警告を行うため合理的に必要と判断される限度において、当該者が乗り組み又は乗船している船舶に向けて小銃を所持していることを顕示し、小銃を構え、又は当該船舶の上空若しくは海面に向けて小銃を発射することができるものとする。

(第十五条第四項関係)

九 確認特定警備従事者は、七又は八により小銃を発射する場合には、あらかじめ周囲の確認その他の必要な措置を講ずることにより、人の生命、身体又は財産に危害を及ぼさないよう注意しなければ

ならないものとする。

(第十五条第五項関係)

十 八のほか、確認特定警備従事者は、八の場合において、自己又は自己と共に乗船し、若しくは当該特定日本船舶に乗り組んでいる者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当な理由のあるときには、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、小銃を使用することができるものとする。

(第十五条第六項関係)

十一 確認特定警備従事者は、十により小銃を発射する場合には、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならないものとする。

(第十五条第七項関係)

十二 確認特定警備従事者は、七、八及び十により小銃を発射する場合を除き、当該小銃に実包を装填しておいてはならないものとする。

(第十五条第八項関係)

十三 確認特定警備従事者は、五により携帯する場合を除き、特定日本船舶の船長（船長以外の者が船長に代わってその職務を行うべきときは、その者。以下単に「船長」という。）に小銃等の保管を委託しなければならないものとする。

(第十六条第一項関係)

十四 船長は、十三により委託を受けて保管する小銃等を、国土交通省令で定める基準に適合する設備及

び方法により保管しなければならないものとする。

(第十六条第二項関係)

十五 船長は、認定計画に係る特定警備が実施されている特定日本船舶内において、小銃等が亡失し、又は盗み取られた場合においては、国土交通省令で定めるところにより、直ちにその旨を国土交通大臣に届け出なければならないものとする。

(第十六条第三項関係)

十六 国土交通大臣は、十五による届出を受けたときは、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、速やかに、その旨を都道府県公安委員会に通知しなければならないものとする。

(第十六条第四項関係)

十七 国土交通大臣は、特定警備の適正な実施に支障を生ずるおそれがあるときは、認定船舶所有者に対し、特定警備の停止その他危害予防上必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

(第十七条関係)

十八 認定船舶所有者は、特定警備事業者に認定計画に係る特定警備を実施させる場合においては、国土交通省令で定めるところにより、記録簿を備え、小銃等の積卸し、小銃の発射その他の国土交通省令で定める事由が生じたときは、当該記録簿に国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

ならないものとする。

(第十八条関係)

十九 認定計画に係る特定警備の実施後初めて本邦の港に入港をしようとする特定日本船舶については、当該特定日本船舶内に小銃等が存在しないことについての国土交通大臣の確認を受けた後でなければ、何人も、当該特定日本船舶から本邦に上陸し、又は物を陸揚げしてはならないものとする。

(第十九条関係)

二十 特定日本船舶において実施される認定計画に係る特定警備については、警備業法の規定は、適用しないものとする。

(第二十条第一項関係)

二十一 認定計画に係る特定警備の用に供する小銃については、銃砲刀剣類所持等取締法第二十八条の規定は、適用しないものとする。

(第二十条第二項関係)

第六 雑則

報告の徴収、立入検査及び国土交通省令への委任について、所要の規定を設けるものとする。

(第二十一条から第二十三条まで関係)

第七 罰則

罰則について、所要の規定を設けるものとする。

(第二十四条から第二十七条まで関係)

第八 附則

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一項関係)

二 この法律の施行状況に関する検討規定を設けるものとする。

(附則第二項関係)